

産業廃棄物処分量許可証

住所 秋田県潟上市昭和大久保字北野蓮沼前山1番地48

氏名 株式会社大晃商事

代表取締役 土門 志吉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和元年11月15日

許可の有効年月日 令和6年10月18日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

- ア 破砕施設による中間処理
- イ 圧縮施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

- ア 破砕に係るもの
  - (ア) 廃プラスチック類 以上1品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- イ 圧縮に係るもの
  - (ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず、
  - (ウ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
  - 以上3品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 秋田県潟上市昭和大久保字北野蓮沼前山1番地52 他  
(施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり)

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年10月19日	新規許可
平成21年12月8日	更新許可
平成26年10月27日	更新許可
令和元年11月15日	更新許可
令和2年3月23日	変更届出（事業の用に供する施設の変更）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

別記1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の間接処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
廃プラスチック類の破碎施設 (廃プラスチック類) (平成20年3月3日 設置) (許可番号 許可対象外)	1.68 t/日	1	秋田県潟上市昭和大久保字北野蓮沼 前山1番地52
圧縮施設 (廃プラスチック類、金属くず、ガ ラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず) (平成31年3月1日 設置) (許可番号 許可対象外)	48 t/日	1	秋田県潟上市昭和大久保字北野蓮沼 前山1番地49
廃プラスチック類の圧縮施設 (廃プラスチック類、金属くず、ガ ラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず) (平成16年9月19日 設置) (許可番号 許可対象外)	60 t/日	1	秋田県大仙市北ノ目字巻の沢4番地 11

複写